

社会福祉法人草加市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：計画期間内の、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間内に、子の看護休暇を6人以上取得する。
女性職員・・・育児休業取得率100%を維持する。

<対策>

- 平成29年度 制度に関する資料の作成。施設長及び職員への周知。
～平成33年度 育児休業等の取得状況を調査する。
引き続き、男性でも子の看護休暇、育児休業を取得しやすい環境を整える。

目標2：平成33年度末までに、全職員の所定外労働時間を、1人当たり年間480時間未満とする。

<対策>

- 平成29年度 施設長及び職員への周知、所定外労働の原因の分析等を行う。
～平成30年度 引き続き、ノー残業デイの徹底を図る。
- 平成31年度 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施。
～平成33年度 各施設、業務改善の計画策定。
職員への周知、各施設における問題点の検討。

目標3：年次有給休暇及び夏期休暇の取得率を次の水準以上にする。
年次有給休暇・・・全職員取得率平均25%以上にする。
夏季休暇・・・全職員取得率100%を維持する。

<対策>

- 平成29年度 年次有給休暇の取得状況の把握。
～平成30年度 毎年度終了時に、各施設の年次有給休暇の取得率を公表。
- 平成31年度 計画的な取得に向けて管理職研修を開催する。
～平成32年度 施設長を中心に、職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整える。
- 平成33年度 年次有給休暇の計画的付与制度の導入。
職員への周知、労使協定締結。就業規則等改正。
各施設で年次有給休暇の取得計画を策定する。